

平成 23 年度厚生労働省モデル事業

松江市 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

検証報告書

平成 24 年 4 月

松江市健康福祉部介護保険課

1. モデル事業の概要

(1) 事業者の募集

募集方法	公募型プロポーザル
事前説明会参加事業者数	10社
応募事業者数	1社

(2) 事業者の選定

選定方法	松江市24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 委託事業者選定委員会
委託事業者	株式会社オレンジロード 代表取締役 野津 一也 松江24時間介護センター
委託事業者の概要	居宅介護支援、訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、通所介護、福祉用具貸与販売、介護タクシー、夜間対応型訪問介護（松江24時間介護センター）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
委託期間	平成23年9月1日～平成24年3月31日

(3) 事業の内容

事業の内容	定期巡回訪問サービス	松江24時間介護センターで実施
	随時の対応サービス	
	他事業所等との連携	訪問看護事業所と連携
	事業内容の検証	検証委員会を設置（事務局：介護保険課） 平成23年10月13日、平成24年1月25日、3月22日に開催

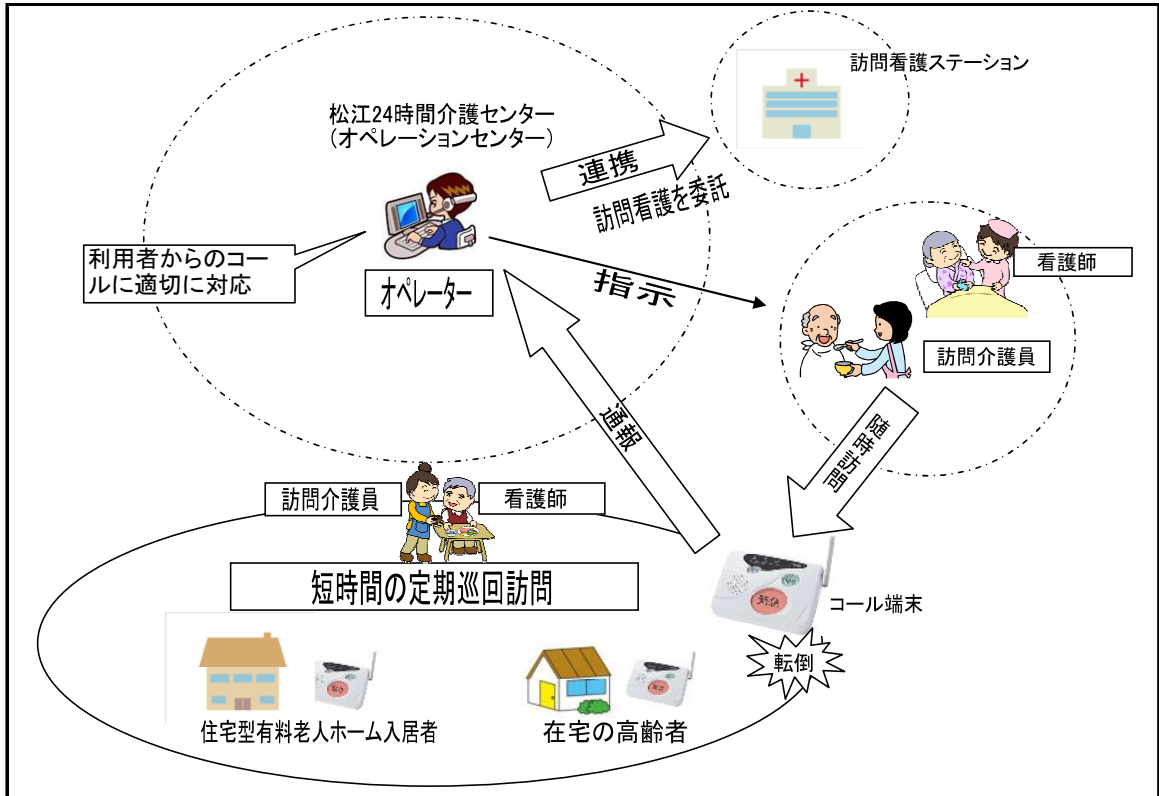
(4) 利用者数

在宅	1人 (平均介護度:要介護1)
住宅型有料老人ホーム	23人 (平均介護度:要介護2.9)

資料：介護保険課調べ（平成24年2月29日時点）

(5) モデル事業のイメージ図

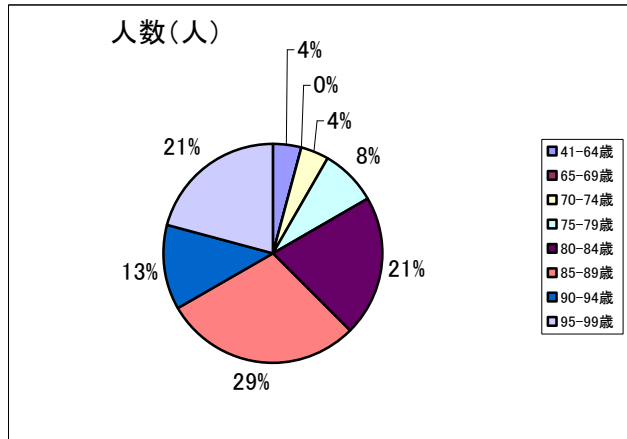
今回のモデル事業のイメージ図は次のとおりである。松江24時間介護センター内に設置されているオペレーションセンターで利用者情報を集約し、短時間の定期的な巡回を行うとともに、利用者からの随時の通報に応じ、介護・看護が連携しながら随時の対応を行った。



2. 利用者の属性

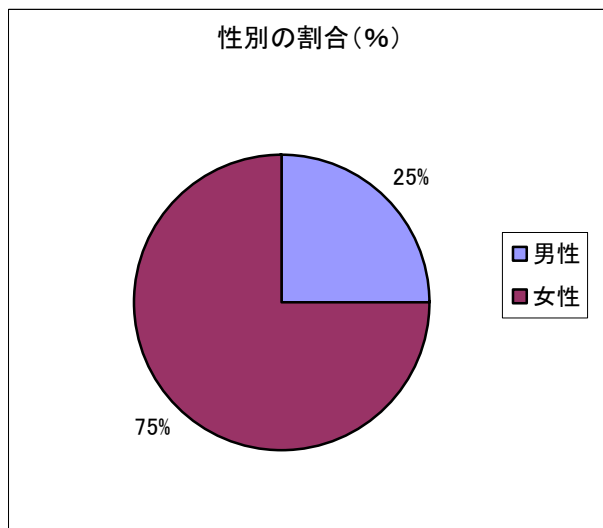
(1) 年齢構成

85～89歳が29%と最も多く、後期高齢者の割合が9割を超えている。



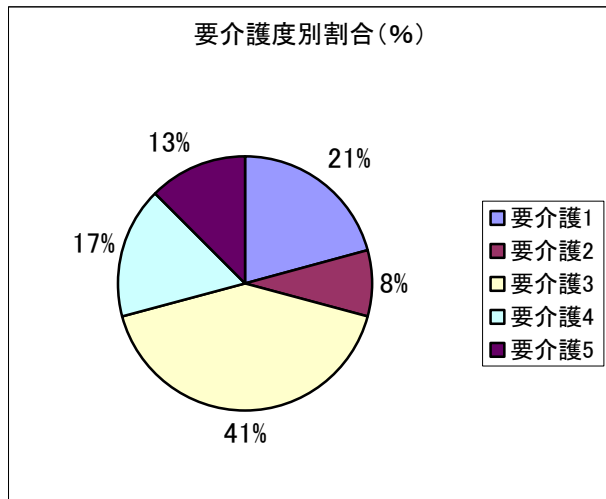
(2) 性別

性別は、「男性」が25%、「女性」が75%である。



(3) 要介護度

モデル事業利用者の介護度別比率については、要介護3の方が41%と最も多くなっている。

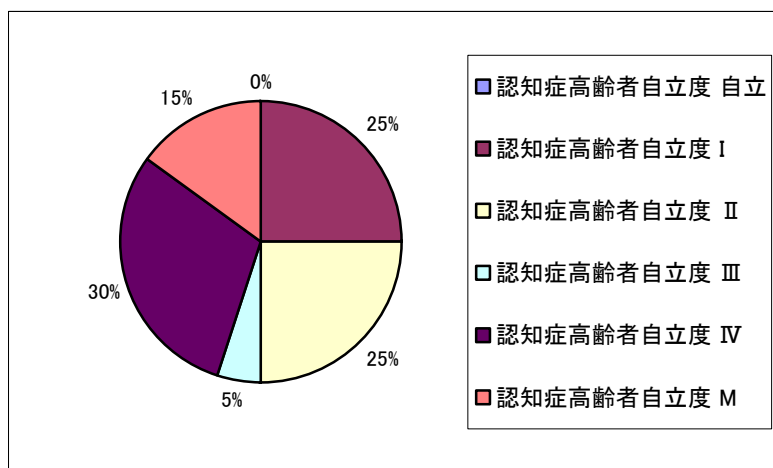


(4) 自立度

① 認知症高齢者自立度

認知症高齢者自立度は、「IV」が30%と最も多く、IV以上の割合が45%を占めている。

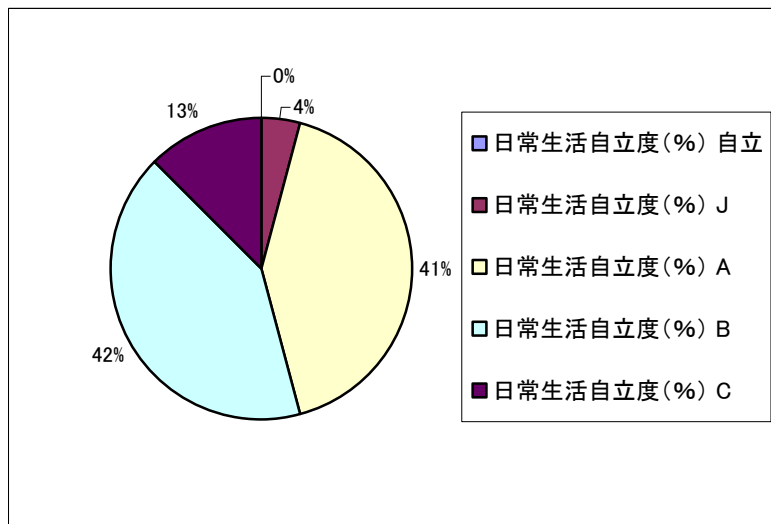
認知症高齢者自立度 (%)					
自立	I	II	III	IV	M
0.00	25.00	25.00	5.00	30.00	15.00



②日常生活自立度

日常生活自立度は「A」「B」がそれぞれ41%と最も高くなっている。

日常生活自立度 (%)				
自立	J	A	B	C
0	4.17	41.67	41.67	12.50

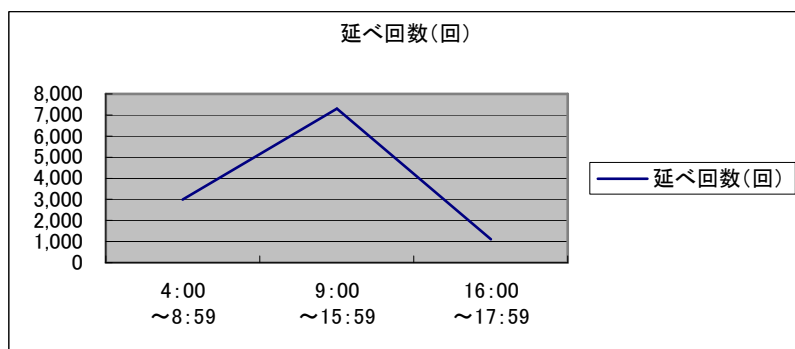


3. ケアの提供状況

(1) 定期巡回

① 定期巡回の時間帯別累計

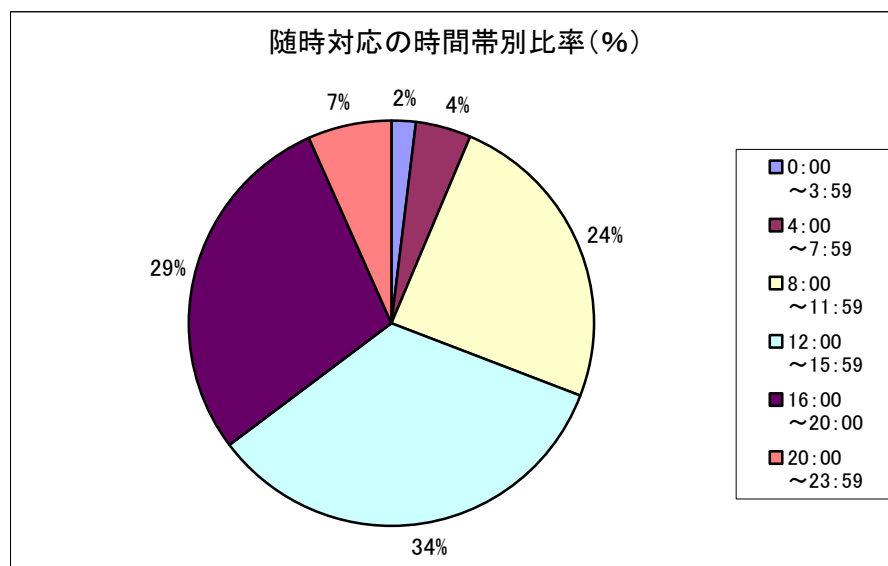
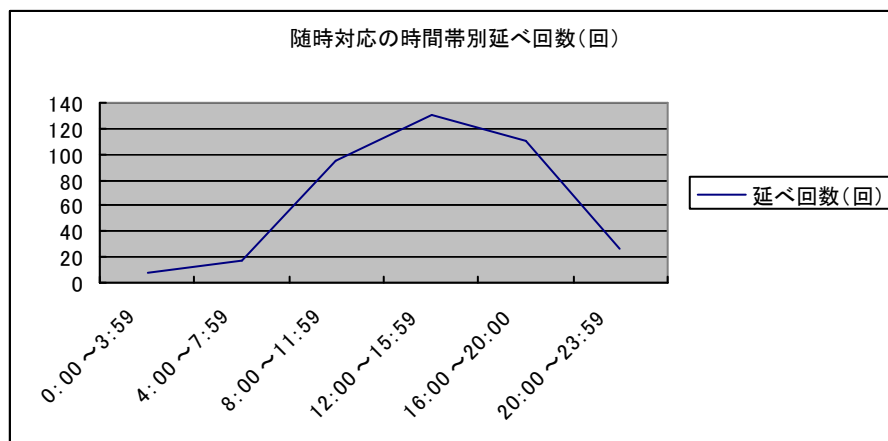
定期巡回の累計については、日中の時間帯が最も件数が多くなっている。



(2) 随時対応

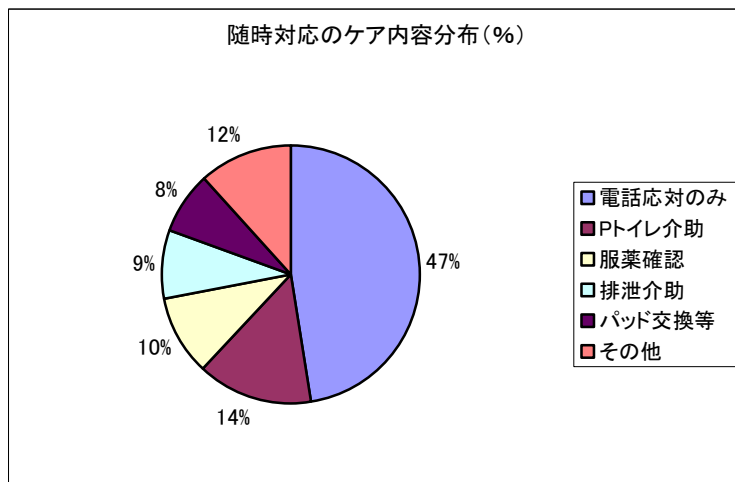
① 随時対応の時間帯別累計

随時対応については、8:00～11:59 が 24%、12:00～15:59 の時間帯が 34% で日中の時間帯が 58% を占めており、夕方から夜間にかけても比率が高くなっている。



② 随時対応の提供ケア別比率

随時対応のケア提供内容については、電話対応のみで終了したものが 47.61% で最多であり、実際に訪問し対応した内容ではポータブルトイレ介助が 14.33% と多くなっている。「その他」については体調不良の訴え、更衣介助、水分補給、室温調整、環境整備、バイタルチェックなどをここでは総称している。



③随時対応の時間帯別コール件数

随時対応件数の変化を調査するため、事業開始後一ヶ月（平成 23 年 10 月）と事業終了前一ヶ月（平成 24 年 2 月）を一週間ずつ抽出し比較した。随時対応の時間帯は日中が最も多くなっており、また件数が減少していることがわかる。これは利用者に随時対応してきたものが定期巡回に馴染んでいき、定期巡回に移行していったことによるものである。

ア 平成 23 年 10 月 3 日～9 日の一週間

	コール件数 (回)	割合 (%)	一人あたりのコール件数 (回) (一週間)
6:00～8:00	3回	13.0	0.15
8:00～18:00	14回	60.9	0.70
18:00～22:00	6回	26.1	0.30
22:00～6:00	0回	0.0	0.00
全体	23回	100.0	1.15

イ 平成 24 年 2 月 6 日～12 日の一週間

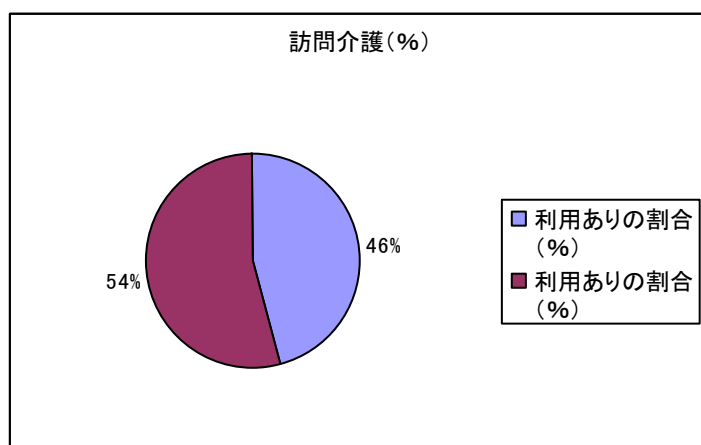
	コール件数 (回)	割合 (%)	一人あたりのコール件数 (回) (一週間)
6:00～8:00	1回	20.0	0.05
8:00～18:00	4回	80.0	0.20
18:00～22:00	0回	0.0	0.00
22:00～6:00	0回	0.0	0.00
全体	5回	100.0	0.25

資料：介護保険課調べ

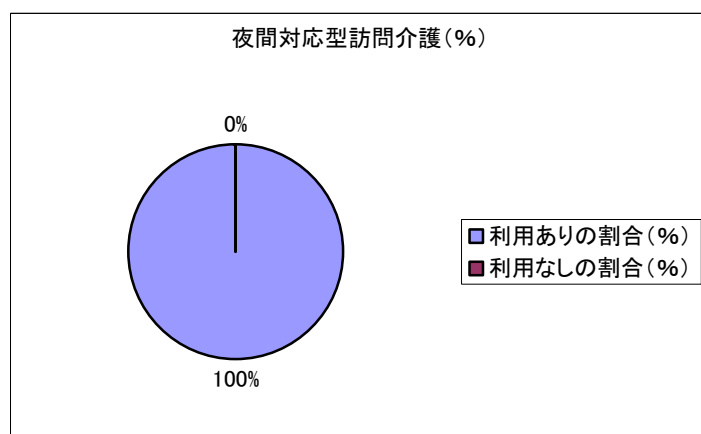
④他介護保険サービスの利用状況

モデル事業を利用している者のうち、既存介護保険サービスを利用している比率を算出した。「訪問介護」が45%であるのは、ケア提供時間が20分を大きく超えるもの（入浴等）を訪問介護で対応しているためである。また、時間帯により併用している「夜間対応型訪問介護」の比率は100%であり、介護・看護の連携による「訪問看護」の利用比率は37%、「通所介護」の利用比率は50%となっている。

ア 訪問介護の利用の有無

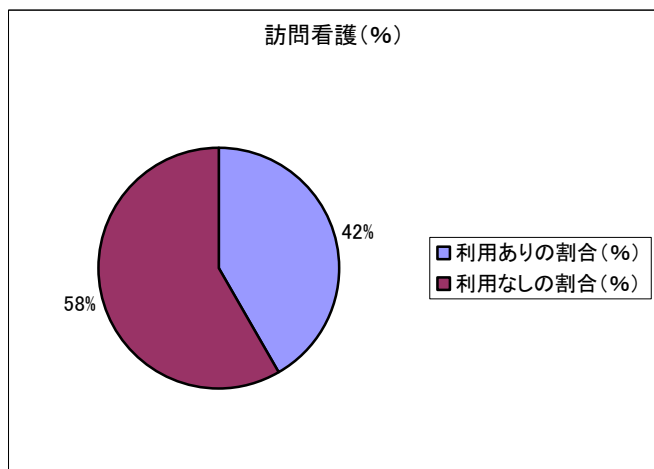


イ 夜間対応型訪問介護の利用の有無

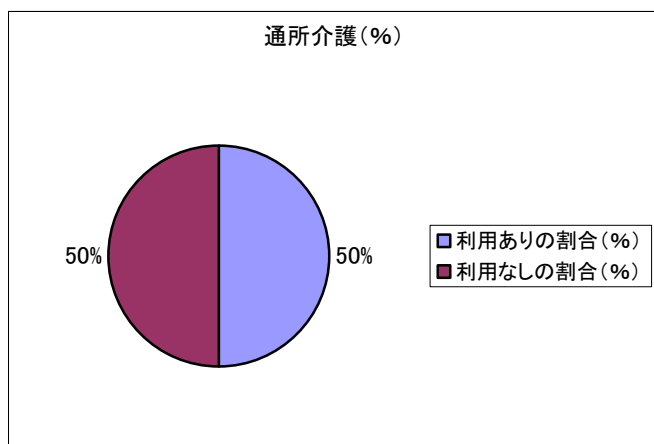


ウ 訪問看護の利用の有無（モデル事業開始後）

事業開始前は2名（8%）であったが、このモデル事業の開始により10名（42%）に増加した。



エ 通所介護の利用の有無



⑤要介護度別の提供ケア種別（他介護保険サービス含む）

他介護保険サービスの利用状況について、事業終了前一ヶ月（平成24年2月）の一週間を抽出し一日あたりの提供数を比較した。事業開始当初と比較し大きな変化はみられないが、他介護保険サービスを組み合わせている状況がわかる。

【平成24年2月6日～12日の一週間】

	要介護度別の1日あたり平均利用回数（回）				
	モデル事業	訪問介護	夜間対応型	訪問看護	通所介護
要介護1	2.38	0.05	0.00	0.10	0.29
要介護2	2.43	0.07	0.43	0.00	0.21
要介護3	1.54	0.05	0.67	0.06	0.21
要介護4	1.95	0.10	0.90	0.05	0.14
要介護5	2.24	0.19	1.00	0.05	0.14

資料：介護保険課調べ

4. モデル事業への職員投入数の算出

定期巡回及び随時対応について、平成24年2月6日（月）～2月12日（日）の一週間を抽出し、職員投入数を算出した。

なお、(2)～(5)は一週間の平均として、一日あたりの数値である。

(1) 職員の資格別状況

平成24年2月6日～2月12日におけるモデル事業従事者についての資格別配置状況(介護保険サービスとの兼務者含む)								
	オペレーター				訪問介護員			
			うち夜勤(22:00～6:00まで)の状況				うち夜勤(22:00～6:00まで)の状況	
	実人数	勤務時間(合計)	実人数	勤務時間(合計)	実人数	勤務時間(合計)	実人数	勤務時間(合計)
医師	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間
保健師	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間
看護師	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間
准看護師	2人	24.0時間	1人	8.0時間	1人	8.0時間	0人	0.0時間
社会福祉士	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間
介護福祉士	13人	160.0時間	7人	54.0時間	13人	104.0時間	2人	14.0時間
介護支援専門員	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間
介護職員基礎研修	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間
訪問介護員1級	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間	0人	0.0時間
訪問介護員2級	0人	0.0時間	0人	0.0時間	22人	216.0時間	6人	48.0時間
合計	15人	184.0時間	8人	62.0時間	36人	328.0時間	8人	62.0時間

資料：介護保険課調べ

(2) 利用者数及び職員数

利用者及び対応職員数（常勤換算）の一週間の平均値について、利用者 16.9 人に対し、対応職員数は 3.5 人であった。

【平成24年2月6日～12日の一週間平均：一日あたり】

利用者数	16.9 人	※外出やショートステイ利用等にて終日訪問がなかった利用者を除いた利用者数
モデル事業対応職員数（常勤換算）	3.5 人	※モデル事業利用者への投入時間について常勤換算

資料：介護保険課調べ

(3) ケア提供種別及び時間帯の比較

8～10時の朝食時や昼食後の14～16時にケア提供が集中していることがわかる。

【平成24年2月6日～12日の一週間平均：一日あたり】

松江24時間介護センターの提供ケア回数		ケア提供時間帯							ケア提供時間別訪問回数	構成比
		早朝	朝食時	昼食時	午後	夕食時	就寝時	深夜		
		5-7時台	8-10時台	11-13時台	14-16時台	17-19時台	20-22時台	23-4時台		
定期巡回	短時間ケア（20分未満）	8.1	12.4	1.4	11.0	2.1	1.1	0.0	36.3	98.1%
	20分以上のケア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
随時	随時訪問件数 （※電話対応のみは除く）	0.0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	1.9%
ケア時間帯別訪問回数		8.1	12.9	1.6	11.0	2.1	1.1	0.1	37.0	100.0%

資料：介護保険課調べ

(4) 時間帯別の訪問職員数

(2)で算出した利用者数16.9人に対し、1日あたり平均して2.6人の職員（実人数）が訪問しており、日中の数値が高く、深夜帯は低い。

【平成24年2月6日～12日の一週間平均：一日あたり】

松江24時間介護センターの訪問職員数	5-7時台	8-10時台	11-13時台	14-16時台	17-19時台	20-22時台	23-4時台	平均
訪問した職員数（実人数）	3.0	4.0	3.6	3.7	3.0	1.0	0.1	2.6
うち、常勤職員数（実人数）	2.3	3.3	2.9	3.6	3.0	1.0	0.1	2.3
うち、非常勤職員数（実人数）	0.7	0.7	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3

資料：介護保険課調べ

(5) 1日あたりの利用者及び職員の提供ケア回数

利用者一人あたり1日に平均2.2回訪問しており、職員一人あたりでは1日に概ね10～11回訪問していることになる。

【平成24年2月6日～12日の一週間平均：一日あたり】

提供ケア	利用者一人当たりの平均利用回数	職員一人当たりの平均訪問回数 （常勤換算数）
【定期】短時間	2.2	10.4
【定期】20分以上	0.0	0.0
【随時】訪問件数	0.0	0.2
全体	2.2	10.6

資料：介護保険課調べ

5. 事業費の比較

事業費の比較については、給与単価は事業所ごとの人員構成や状況等で様々であること、また間接経費は事業所規模によっても大きく変動することから、介護報酬へ移行した場合の歳入の単純比較として留めている。また、モデル事業は夜間対応型訪問介護と併用したことにより、平成23年度の歳入にはその介護報酬（※）がこの他20,000～25,000千円程度あることも加味する必要がある。

※基本夜間対応型訪問介護費 1,000 単位/月、24 時間通報対応加算 610 単位/人、定期巡回サービス費 381 単位/回

	平成23年度 (平成23年9月1日 ～平成24年3月31日) (モデル事業)	平成24年度 (6ヶ月換算) (介護報酬)	平成24年度 －平成23年度
歳入	16,501,400	25,961,400	9,460,000
歳出	11,395,123	事業者によって異なる	
歳入－歳出	5,106,277		

6. 本サービスの利用者数の想定

本サービスの利用対象者については、居宅介護支援を利用する独居高齢者又は高齢者のみ世帯に需要があるものと想定し、具体的には次の手順で行った。なお、モデル事業を実施した松東圏域における需要を探るため、松東圏域をサンプルとした。

(1) 需要人数の算出

居宅介護支援サービスを利用した人数のうち、独居及び高齢者のみ世帯を抽出

全市	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅介護支援サービスを利用した要介護者数(人)	3,831	1,481	1,074	577	427	272
うち独居・高齢者のみ世帯の者(人)	2,027	829	555	298	228	117

資料：介護保険課調べ（平成23年12月実績分）

(2) 全圏域に対する松東圏域の高齢者比率を算出

	高齢者（65歳以上）(人)	松東圏域の割合(%)
全市	50,249	
松東圏域	9,887	19.68

資料：住民基本台帳（平成23年3月31日現在）

(3) (1)で算出したものを(2)にあてはめ、圏域内の対象者を算出

松東圏域内における対象者数は、次のとおりと想定される。

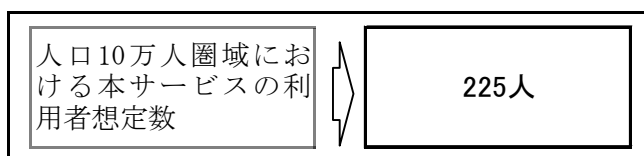
松東圏域	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅介護支援サービスを利用した要介護者数（人）	754	291	211	114	84	54
うち独居・高齢者のみ世帯の者（人）	399	163	109	59	45	23

資料：介護保険課調べ（平成23年12月実績分）

(4) 実際の利用者数の算出

より正確な資料に基づく算出とするため、「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会報告書」（平成23年2月）を基本としつつ、人口規模、高齢化率、要介護認定率等を勘案し、松江市に置き換えることで算出した。

①全国モデル自治体の報告による想定数



資料：「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会報告書」（平成23年2月）

②人口規模を松東圏域に置き換えたもの

検討会報告書においては、10万人圏域における高齢化率、要介護認定率の平均値（※）を元としているが、その数値と比較し松江市は1.08倍高いため、同等の比較になるよう1.08を乗じた。松東圏域においては、93.48名の想定をしている。

10万人圏域の人口（人）	100,000	
松東圏域の全年齢人口（人）	38,492	
10万人圏域に対する割合（%）	38.49	
松東圏域の想定利用者数（人）	86.61	⇒ 93.48

資料：住民基本台帳（平成23年3月31日現在）

（※）検討会報告書では高齢化率23.1%、認定率16.4%の圏域を想定している

③夜間対応型訪問介護及びモデル事業の利用者推移

夜間対応型訪問介護については、平成 21 年 1 月に事業を開始している。事業が浸透してきた平成 22 年～23 年の 1 年間の伸び率は次のとおりである。

モデル事業については、当初の想定数を下回っているが、既存の夜間対応型訪問介護が併用可能であったこともひとつの要因ではないかと推定される。(平成 24 年度以降は併用不可)

	当初想定数	利用者数 (平成22年1月) (人)	利用者数 (平成23年1月) (人)	伸び率 (%)
夜間対応型訪問介護	150	37	47	1.27

資料：介護保険課調べ (平成 23 年 1 月現在)

	当初想定数	利用者数 (平成23年9月) (人)	利用者数 (平成24年2月) (人)	伸び率 (1年換算) (%)
モデル事業	30	20	24	1.40

資料：介護保険課調べ (平成 24 年 2 月 28 日現在)

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者想定数

(4)②で算出した松東圏域における需要予測数 (93.48 人) に、夜間対応型訪問介護開始時の占有率 (150 台に対する実際の利用数) を乗じ、モデル事業との平均伸び率を乗じることによってそれぞれ平成 24 年～25 年の利用者想定数を算出した。

新設の地域密着型サービスであった夜間対応型訪問介護の普及率と、比較的近い推計値が出るのではないかと見込んでいる。

	夜間対応型訪問介護開始時の占有率 (%)	利用者数 (平成24年) (人)	利用者数 (平成25年) (人)	夜間対応型訪問介護及びモデル事業の平均伸び率 (%)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.67	23.06	30.78	1.335

7. 家族向けアンケートの結果

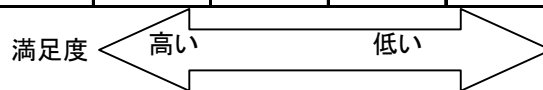
受託事業者が今後のサービス向上に向け、家族アンケートを実施した結果は次のとおりである。なお、(2)回答内容については、満足度段階を「5 (高い)」から「2 (低い)」まで設定し、1は「無回答」としている。

(1) 回答状況

利用者数 (人)	回答数 (人)	回答率 (%)
24	15	62.50

(2) 回答内容

項目	満足度の人数 (人)				
	5	4	3	2	1 (無回答)
職員は、家族の困っていること・不安・求めていること等の話をよく聞いていた	5	9	1	0	0
職員は、本人の思い・願い・要望等をわかってくれていたと思う	5	9	1	0	0
職員は、家族や本人のその時の状況や要望に合わせて、柔軟な対応をしていた	5	9	1	0	0
サービスを通じ、本人の生き生きとした表情や姿が見られるようになった	3	5	2	0	5
家族から見て、職員は生き生きと働いているように見えた	10	3	0	0	2
家族としてこのサービスに満足した	6	9	0	0	0
延合計	34	44	5	0	7



アンケート実施時期：平成 24 年 4 月

8. 市内介護保険事業者の意向

事業者ニーズ及び課題を探る参考とするため、訪問介護及び訪問看護事業者の中から任意にヒアリングを行った。全く新しいサービスであるため事業者としても課題を感じつつ、必要性は感じており、事業の周知や情報提供等が必要である。

事業者	現時点の意向	意見
株式会社オレンジロード (受託事業者)	参入したい	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の特養待機者又は住宅型有料老人ホーム入居者で、主に要介護3・障害自立度B I・認知自立度Ⅱa以上のいずれかに該当する方を対象とし実施したい ・住宅型有料老人ホームを中心とし半径2キロ以内、移動時間10分以内を想定 ・圏域ごとにそれぞれの地域包括支援センターが主催し、「地域包括ケア連絡会議」を年4回程度の定例に加え、随時でも開催したい
A社	参入したい	<ul style="list-style-type: none"> ・募集を開始する際に知らせてほしい
B社	参入したい	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に興味を持っている ・看護職員の責任が重大だが、看護師の確保が難しい ・人員体制の確保が課題
C社	将来的に検討	<ul style="list-style-type: none"> ・前向きに考えており、自社の地域密着型サービスの整備数、基盤をもう少し増やしたうえで検討する
D社	検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・この定期巡回のように、包括的パックに移行したほうがよい訪問介護利用者が何名かいる
E社	検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・最初は住宅型有料老人ホームとの連携から始め、少しずつ在宅高齢者と契約する手法が有効なのは

ヒアリング実施時期：平成 24 年 4 月

9. 総論

(1) 国の動向

・政府は2012年2月17日、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定した。これは社会保障の機能強化やその維持のために、消費税の引き上げなどによる財源の確保と財政の健全化の同時達成をめざすものである。

・大綱は主に6つの分野の社会保障改革で構成され、その中の1つが「医療・介護サービス保障の強化」である。団塊世代の多くが後期高齢者となる2025年までに、「どこに住んでいてもその人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現する」という「地域包括ケアシステム」の構築の重要性が示されている。

・また「地域包括ケアシステム」の今後の方向性として、「切れ目のない在宅サービスにより、居宅生活の限界点を高めるための24時間対応の訪問サービス、小規模多機能型サービスなどを充実させる」「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ものとされている。

(2) 本市の動向

・2010年の国勢調査結果を基にした人口推計では、本市の65歳以上の高齢者数は今後も増加を続け、2025年でピークを迎える。高齢者数はその後減少に転じるものの、総人口の減少が影響し、高齢化率は2025年に30.2%、2030年には32.7%と上昇していくと推計されている。

・介護保険サービスの基盤整備にあたっては需要のピークを想定し、目先の数年間ではなく、団塊の世代が後期高齢者となる2025年ごろを見据えた中長期的な視点が必要である。

・平成23年1月に実施した「高齢者日常生活圏域ニーズ調査」において、松東圏域は95.7%と全圏域平均の90.4%と比較し、最も持ち家率が高い圏域である。在宅生活を続けていくことの出来る基盤整備について、よりニーズの高い地域と想定される。

(3) 複数回訪問による効果

・1日複数回の訪問により、利用者の細かな変化に気付く機会が増え、随時対応してきたケアを定期巡回に組み込むことなど、適切なケアプランの作成や見直しを図ることが出来る。

・このことは利用者のニーズに合わせたケアを提供することとなり、本人の心身機能の維持向上や自立支援に繋がる。

・医療機関からの退院後や介護老人保健施設からの在宅復帰に不安を感じている要介護高齢者に対し、1日に複数回訪問し生活を安定させ、在宅復帰に繋げる効果も期待できるところである。

【効果があった例】

せん妄の改善等の精神的な安定、室温調整や排泄ケアにより身体保全の確保、定期的な訪問や随時コールによる水分補給等の健康維持、看護や医師の診察による身体状態の安定

・これまでの訪問介護で算定出来なかった 20 分未満のケア提供（声掛け、水分補給、戸締り確認等）も算定出来ることとなり、細かな日常の変化を把握し、必要なタイミングで必要なサービスを行うことのできる、全く新しい形態のサービスである。

・また、高齢者の 1 日の生活を全般的に支え、職員と利用者のコミュニケーションが増えることにより、職員の意識が高まる効果が見られた。

(4) 訪問看護との連携

・訪問看護を必要とする高齢者は独居又は高齢者夫婦世帯が多く、情報が正確性に欠けることもあり、その都度関係機関への確認が必要であり時間を要する傾向にある。

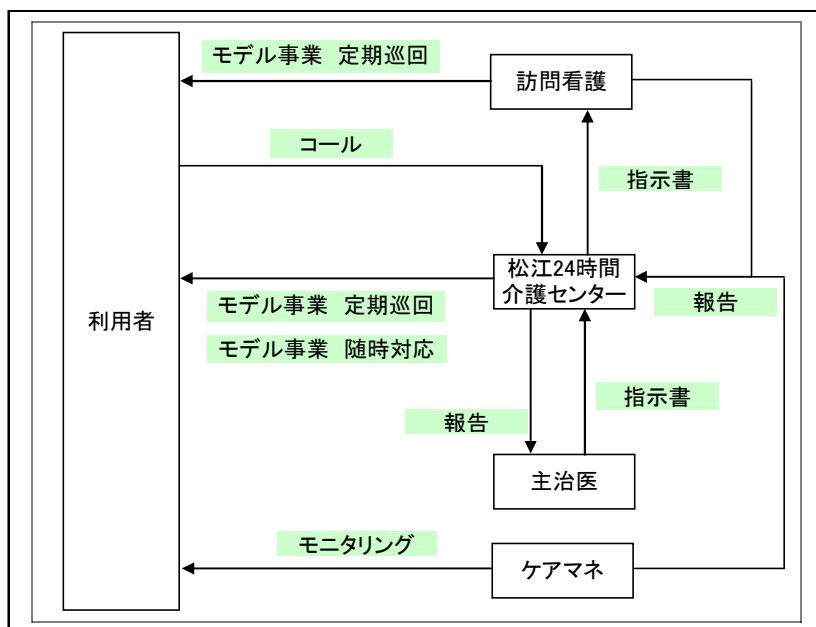
・住宅型有料老人ホームへの連携した実施により、オペレーターを中心に情報共有及び伝達が確実となり、相互に信頼しケア提供ができる。

・訪問看護事業所から住宅型有料老人ホームまでの移動について、平均往復 50 分必要であったが、建物内での移動時間は数分で済み、効率的なケア提供が可能である。

・日常生活圏内での在宅高齢者への訪問看護提供であれば、移動+ケア提供で 1 件あたり 60 分程度要するが、建物内では平均 40 分程度で可能となった。

・平成 23 年度と同様の手法であれば「連携型」での実施となるが、訪問看護における要介護 1~4 の報酬単位は 2,920 点と、訪問回数の制限が懸念される場所であるが、適切な定期巡回の組み立てによる医師への連絡や連携により、訪問看護の時間数が短縮化する可能性はあるものとする。

【訪問看護との連携図】



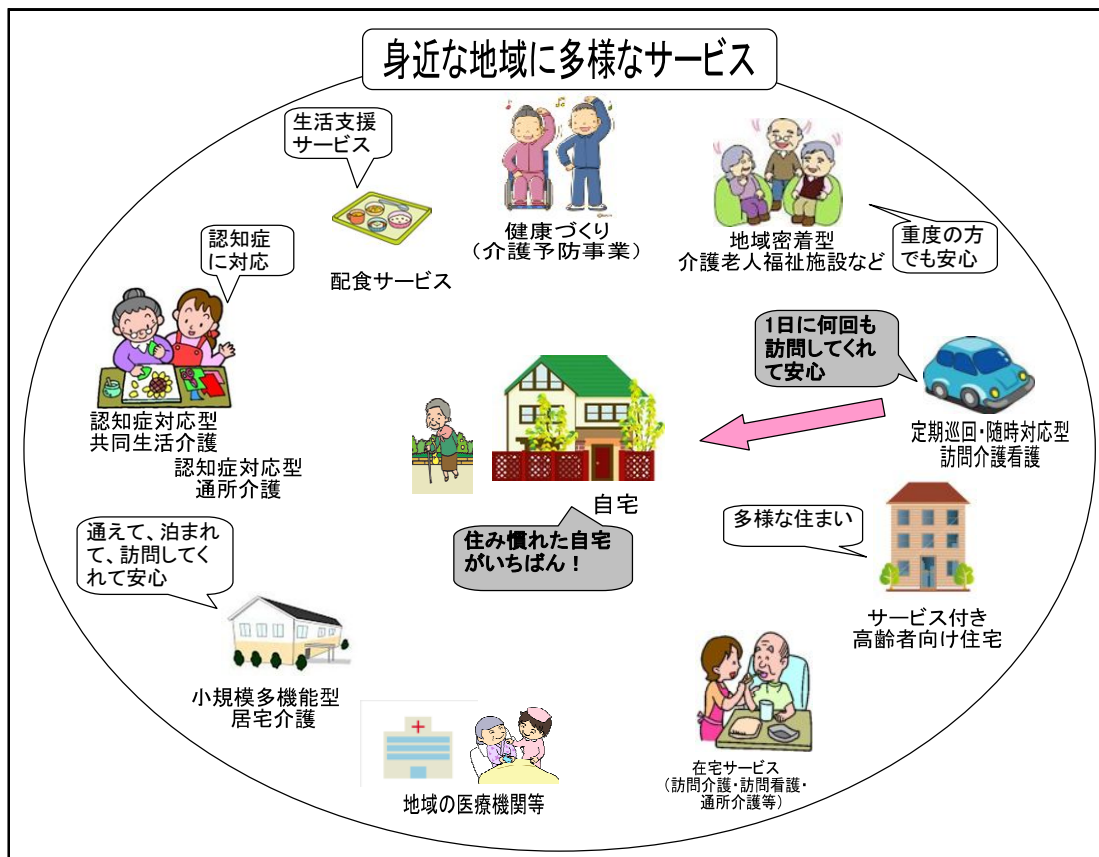
(5) サービス提供圏域のあり方

- ・「4. モデル事業への職員投入数」において、時間帯別の人員配置の最大値は8～10時台、最小値は23～4時台であり、常勤換算では1日あたり3.5名の職員数を算出した。
- ・「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問サービスのあり方に関する調査研究事業報告書（平成24年3月）」によると、全国のモデル自治体の平均移動時間の最高は36.2分であり、全自治体の平均は15.7分である。本市では住宅型有料老人ホーム内での実施がほとんどであったため、2～5分で可能であった。
- ・移動時間が掛かり過ぎると利用者ニーズに対応しきれず、30分以内で訪問することの出来る範囲が望ましいとされている。事業者側においても移動時間の短縮は、サービスの効率的な運営上、重要であることから同様である。
- ・しかし全国のモデル自治体の報告では、自治体の面積のみによって移動時間が左右されることはなく、利用者の住まいの状況が影響するとされている。
- ・本市においては、住宅型有料老人ホーム内の既存のオペレーションセンターを活用したことにより、移動時間の短縮化、人員の活用、サービスの集約化等が可能となった。
- ・松東圏域は、東は美保関から西は川津までと広範であり、住宅型有料老人ホーム等に拠点を置きつつ、在宅高齢者のニーズに対応するため、複数事業者との連携や委託を活用するなど、多様な手法を検討する価値はある。

(6) 「地域包括ケア」について

- ・本サービスの普及を通じた最終的な目標は、単身・重度の要介護高齢者であっても、住みなれた地域で生活を継続することのできるような社会環境の整備であり、在宅の限界点を引き上げるものである。
- ・その点、日中・夜間を通じて、「必要なタイミング」で「必要なケア」を「適切なアセスメント」に基づき提供する、「地域包括ケア」の仕組みを支える基礎部分的なサービスのひとつとなるものである。
- ・モデル事業におけるサービス提供は、既存の介護保険サービス（訪問介護等）と繋がりにくい面があったが、適切なケアプランの作成により、本人の24時間の生活全体を支えることができるものである。
- ・高齢者の在宅生活を全体的に支えるためには、本サービスに加え、通所や短期入所といった他介護保険サービス、配食サービスやその他の生活支援サービス、医療保険、健康づくり、介護予防事業などが相互に補いながら、「生活圏域内」における地域包括ケアを構築することが必要である。

【地域包括ケアのイメージ】



【本市における日常生活圏域】

(1) 区域

圏域	対象地域（公民館区）
中央	城北・城西・城東・白湯・朝日・雑賀
松東	朝酌・川津・本庄・持田・島根・八束・美保関
松北	法吉・生馬・古江・秋鹿・大野・鹿島
湖南	乃木・忌部・玉湯・宍道
松南第1	津田・大庭・古志原
松南第2	竹矢・八雲・東出雲

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

(2) 図解



(平成 24 年 4 月 1 日現在)

(2) 松江市 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業実施要綱

(目的)

第 1 条 居宅要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）に対し、介護と看護の連携の下で、24時間対応で短時間の定期巡回訪問サービスと通報システムによる随時の対応サービスを適宜・適切に組み合わせて提供し、高齢者が住み慣れた地域の在宅で安心して生活を継続するための効果的なサービス提供のあり方について検証を行うことを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 市は、この事業を市長が適当と認めた指定夜間対応型訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者等（以下「事業者」という。）に予算の範囲内で委託して実施するものとする。

(事業の対象者)

第 3 条 事業の対象者（以下「利用者」という。）は、松江市に居住する居宅要介護者とする。

(事業の内容)

第 4 条 本事業は、次の各号に定める事業とする。なお、事業の周知、広報、運営及び管理を含むものとする。

(1) 定期巡回訪問サービス事業

利用者に対し、予め作成された計画に基づき、日常生活上の世話を必要に応じて 1 日数回程度提供する事業。原則として、そのサービス内容を行うのに要する標準的な時間が 1 回当たり概ね 20 分未満のものとする。

(2) 随時の対応サービス事業

利用者に対し、24時間365日対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等に対応する職員（以下「オペレーター」という。）を配置し、利用者からの通報内容に応じて随時の対応（通話による相談援助、転倒時等における定期巡回訪問サービス事業以外の訪問サービスの提供、医療機関等への通報等）を行う事業

(3) 事業内容の検証等に関する事業

市職員、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員又は有識者等による検討委員会を設置し、事業の企画並びに利用者の要介護度等及び介護保険サービスに関するニーズの変化並びに本事業に要した経費及び人員体制等について検証を行う事業

(事業の実施期間)

第5条 事業の実施期間は、平成23年9月1日から平成24年3月31日までとする。

(利用者負担)

第6条 利用者は、第4条第1号及び第2号に掲げる事業に要する経費の一部を負担するものとする。

(事業の実施)

第7条 本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業については、第4条各号に掲げる事業のすべてを行うこと。
- (2) 指定居宅介護支援事業所等と連携し、あらかじめ利用者の心身の状況や他の介護保険サービスの利用状況を勘案し、適切なアセスメントに基づきサービスを提供すること。
- (3) 地域の医療機関、利用者のかかりつけ医や指定訪問看護事業所等との緊密な連携を確保し、利用者の医療・看護ニーズへの対応を迅速に行う体制を確保すること。
- (4) 配食サービスその他の生活支援サービス等の活用も併せて検討すること。
- (5) 第4条第1号及び第2号に掲げる訪問サービスは、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員1級課程修了者又は訪問介護員2級課程修了者により提供すること。
- (6) 第4条第2号に掲げるオペレーターについては、看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士又は介護支援専門員を充てることとする。なお、これらの者が1以上確保されている場合であって、市が特に必要と認める場合にあつては、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員1級課程修了者又は訪問介護員2級課程修了者であつて実務経験3年以上を有する者を充てることは差し支えないものとする。
- (7) 本事業の対象規模については、地域の実情に応じて適正に事業の運営が確保できる程度の利用者数を確保するよう努めること。
- (8) 本事業に要した経費と指定介護保険サービスに要した経費を明確に区分すること。
- (9) 第4条第2号に掲げる訪問サービスについては、利用者に対し、事前のアセスメントに基づき、どのような場合に随時の訪問サービスを提供するののかについて説明を行うこと。
- (10) 第4条第2号に掲げる訪問サービスについては、常時、専ら従事する訪問介護員を1以上配置すること。
- (11) 事業者は、別に定める日までに、事業実績報告及び収支内訳書等を提出すること。

(事業に要する経費及び支払い)

第8条 市は、予算の範囲内で、本事業の実施に要する経費を委託料として事業者に支払う。

2 委託料の金額及び支払方法等詳細については、業務委託契約書において定めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から適用する。

(3) 松江市 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 検証委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 居宅要介護者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）に対し、介護と看護の連携の下で、24 時間対応で短時間の定期巡回訪問サービスと通報システムによる随時の対応サービスを適宜・適切に組み合わせ提供し、高齢者が住み慣れた地域の在宅で安心して生活を継続するための効果的なサービス提供のあり方について検証を行うため、「松江市 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松江市 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という。）の実施に関する事項
- (2) 事業の実施結果及びその考察に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護保険事業者
- (3) 地域住民代表者
- (4) 地域包括支援センター職員
- (5) 松江市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱または任命の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて意見を聞き、又は説明若しくは資料提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する事務は、松江市健康福祉部介護保険課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月9日から施行する。

(4) 松江市 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業検証委員会
委員名簿

構成	役職名等	区分
委員長	松江市地域密着型サービス運営委員会 委員	学識経験者
委員	地区担当民生委員	地域住民代表者
委員	松東地域包括支援センター 主任介護支援専門員	地域包括支援センター
委員	松江市健康福祉部 介護保険課長	松江市職員
委員	訪問看護ステーションいつくしみ 所長	介護保険事業者
委員	株式会社オレンジロード 代表取締役	介護保険事業者

事務局	松江市健康福祉部 介護保険課 調整幹
事務局	松江市健康福祉部 介護保険課 給付係長
事務局	松江市健康福祉部 介護保険課 給付係員

松江市 24 時間対応の定期巡回・随時対応型
訪問介護看護事業 検証報告書

平成 24 年 4 月

松江市 健康福祉部 介護保険課

島根県松江市末次町 86 番地

電話 : 0852-55-5933

FAX : 0852-55-6186